

特集《税関》

税関による知的財産侵害物品の水際取締りの課題と対応策



会員・弁護士 飯田 圭

要 約

税関による知的財産侵害物品の水際取締りには、その特徴との関係において、模倣品・海賊版、個人輸入、特許権侵害物品及び知的財産権の国内・国際消尽について、様々な課題・問題とこれらに係る様々な運用上・解釈上又は立法上の対応策とが考えられる。かかる点を踏まえ、弁護士・弁理士等の実務家においては、個別具体的な事案において、権利者又は輸出入者・海外事業者等に対し、的確にアドバイス等していくことが求められるとともに、税関当局・産業界・学会等とともに、より良い実務及び制度の実現を企図していくことも求められる。

目次

1. はじめに
2. 税関による知的財産侵害物品の輸出入差止制度の特徴
3. 税関による模倣品・海賊版の水際取締りの課題と対応策
4. 個人輸入の問題と対応策
5. 税関による特許権侵害物品の輸出入差止制度の課題と対応策
6. 知的財産権の国内・国際消尽の問題と対応策
7. おわりに

1. はじめに

税関による知的財産侵害物品の水際取締りの課題と対応策は、税関による知的財産侵害物品の輸出入差止制度の特徴と密接に結び付いているものが多い。そこで、まず、2において、問題の所在として税関による知的財産侵害物品の輸出入差止制度の特徴を概観したうえで、同特徴との関連において、順に、3において、税関による模倣品・海賊版の水際取締りの課題と対応策について、4において、個人輸入の問題と対応策について、5において、税関による特許権侵害物品の輸出入差止制度の課題と対応策について、また、6において、知的財産権の国内・国際消尽の問題と対応策について、述べることとする。

2. 税関による知的財産侵害物品の輸出入差止制度の特徴

2. 1 はじめに

まず、税関による知的財産侵害物品の輸出入差止めは、(権利者の情報提供に基づき)職権による場合もあるものの、権利者の申立てに基づく場合が多く、また、輸出差止めもあるものの、輸入差止めが多いことから、以下、権利者の申立てに基づく輸入差止めを中心に、その特徴を検討する。

2. 2 行政による模倣品・海賊版の水際取締りのための実効的・簡易迅速かつ費用低廉な手続きとして設計・運用されていること

すなわち、そもそも、関税法は、麻薬・児童ポルノ等⁽¹⁾とともに、所定の知的財産侵害物品⁽²⁾を輸出入してはならない貨物と規定し、税関による水際取締りの対象とする。このように、税関による知的財産侵害物品の輸出入差

止制度は、元々、行政による禁制品の対物的な水際取締制度という歴史的・沿革的な特徴を有し、本来、行政による模倣品・海賊版の水際取締りのための実効的・簡易迅速かつ費用低廉な手続きとして設計・運用されている⁽³⁾。

かかる設計・運用により、税関による知的財産侵害物品の輸出入差止制度は、特に手続きの簡易迅速性・低廉な費用と模倣品・海賊版の輸入差止め・抑止効果の実効性との見合いの観点から、海外からの模倣品・海賊版の流入により長年にわたり日本国内の市場において様々な種類の真正商品の販売機会の喪失、ブランド・企業イメージの棄損等の多大な被害を蒙ってきた多数の日本の企業⁽⁴⁾にとって、国内での対策としてのベストプラクティスと評価されている⁽⁵⁾。

2. 3 権利者が輸出入者に対し知的財産法上の輸出入差止請求権を有するか否かが問題とされること

一方、税関の水際取締制度の対象に知的財産侵害物品を含める考え方については、知的財産法により関税法上の罰則と同程度の罰則で知的財産侵害品の輸出入が禁止されていること⁽⁶⁾等が指摘される⁽⁷⁾とともに、知的財産法に基づき権利者が輸出入者に対し知的財産侵害品の輸出入差止請求権を有すること⁽⁸⁾が指摘されている⁽⁹⁾。

かかる考え方によると、関税法上の税関による知的財産侵害物品の水際取締りに当たり、侵害疑義物品の輸出入により知的財産法上の知的財産侵害が成立するか否か、特に権利者が輸出入者に対し知的財産法上の輸出入差止請求権を有するか否か、が問題とされることになる⁽¹⁰⁾。

その結果、元々対物的かつ本来簡易迅速な税関による知的財産侵害物品の水際取締りにおいて、属人的・属行為的な、「業として」要件⁽¹¹⁾の充足性⁽¹²⁾、試験・研究のための実施の抗弁⁽¹³⁾の成否、先使用の抗弁⁽¹⁴⁾の成否等に関する審理判断や、高度に技術的・専門的な判断を要し、特に外観から侵害性を判断し難いことが少なくない特許権・育成者権侵害物品、特に外観から識別し難いことも多い化学品⁽¹⁵⁾・種苗に関する審理判断は、必ずしも適格的ではないことがある点が問題になる。

2. 4 少なくとも申立手続では知的財産侵害訴訟における抗弁事実の不存在もその存否が税関に客観的かつ合理的に疑われる限り権利者にて「疎明」を行う必要があること

また、前記考え方にに基づき、税関による知的財産侵害物品の輸出入差止制度は、申立手続と認定手続との二段階の手続きにより、当事者への手続保障の下での知的財産侵害物品の輸出入差止めの実効性と日々の膨大な貨物の迅速かつ円滑な通関との調和を企図している。特に、本来査定系の申立手続では、申立権利者において、申立てに係る「侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出」「しなければならぬ」ものとされ⁽¹⁶⁾、税関においては、かかる「証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる」ともされる⁽¹⁷⁾とともに、税関ウェブサイトでの差止申立受付状況の公表に対し輸出入者等の利害関係人が異議を申し出た場合等には、申立権利者と利害関係人との疑似当事者対立構造による専門委員意見照会手続をも経る⁽¹⁸⁾ことにより、申立権利者により提出された「証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否か」を判断するものとされる⁽¹⁹⁾。そして、認定手続では、準司法的な当事者対立構造の手続きとして、権利者と輸出入者に対し証拠及び意見を提出する機会が付与され⁽²⁰⁾、基本的に、申立手続において申立権利者により提出された当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められる証拠に加えて、認定手続において権利者と輸出入者が提出する証拠及び意見に基づいて、税関において、侵害疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定し、該当貨物の輸出入を差止めるものとされる⁽²¹⁾。

かかる申立手続及び認定手続の基本構造によれば、少なくとも本来査定系の申立手続では、職権主義が基本とされるとともに、知的財産侵害訴訟における知的財産法上の知的財産侵害の成否に係る当事者間の立証責任の分配がそのまま妥当するものではなく、侵害訴訟における抗弁事実の不存在も、少なくともその存否が税関において客観的かつ合理的に疑われる限り、権利者にて「疎明」⁽²²⁾を行う必要があるものと解するのが相当である⁽²³⁾。

2. 5 税関が裁判所・特許庁等との役割分担上消極主義によるべき場合があること

さらに、元々対物的かつ本来簡易迅速な税関による知的財産侵害物品の水際取締りにおいて、必ずしも適格的

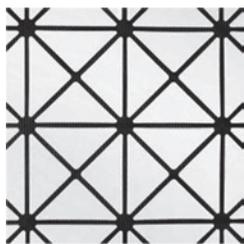
ではないことがある、高度に技術的・専門的な判断を要し、特に外観から侵害性を判断し難いことが少なくない特許権・育成者権侵害物品、特に外観から識別し難いことも多い化学品・種苗に関する審理判断や、属人的・属行為的な、「業として」要件の充足性、試験・研究のための実施の抗弁の成否、先使用の抗弁の成否等に関する審理判断については、特に侵害訴訟・無効審判等が裁判所・特許庁等に係属中の場合に、裁判所・特許庁等の技術的・知的財産法的な専門的審理判断機関との役割分担という観点から、税関において消極的に審理判断するのが相当であることもある⁽²⁴⁾。そして、専門委員意見照会制度は、その創設の経緯⁽²⁵⁾から、かかる役割分担機能をも果たすことが予定されているものと考えられる。

3. 税関による模倣品・海賊版の水際取締りの課題と対応策

3. 1 デザイン模倣品

近年、巧妙化により、文字商標等の典型的な商標を付することなく、真正商品のデザインだけを模倣する実例が多い⁽²⁶⁾。ここで、税関による差止めの対象と為し得る形態模倣商品の輸入（不正競争防止法2条1項3号）は、形態模倣の範囲が狭く（同法2条5項）、また、上市后3年間しか規制され得ない（同法19条1項6号イ）ためか、税関への輸入差止めの申立てにおいて実際上活用されていない⁽²⁷⁾。

かかる状況の下、例えば、株式会社三宅デザイン事務所のブランド「BAO BAO ISSEY MIYAKE」のバッグに係る下記デザイン模倣に対し、より権利範囲が広く、より権利の存続期間が長い、かばん等を指定商品とする下記商標登録に係る商標権に基づく税関への輸入差止めの申立てが、有効に機能している。



【商標登録第 5763494 号】



【デザイン模倣バッグ】⁽²⁸⁾

また、同様に、カール・ハンセン&サン ジャパン株式会社等の椅子「Yチェア」に係る下記デザイン模倣に対し、椅子等を指定商品とする下記立体商標登録に係る商標権に基づく税関への輸入差止めの申立てが、有効に機能している。

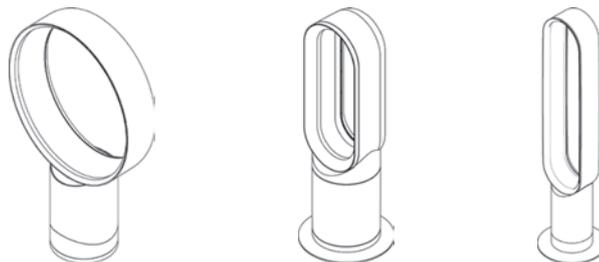


【商標登録第 5446392 号】



【デザイン模倣椅子】⁽²⁹⁾

さらに、同様に、ダイソン リミテッドの送風機に係る下記デザイン模倣に対し、送風機等を物品とする下記意匠登録に係る意匠権に基づく税関への輸入差止めの申立てが、有効に機能している。



【意匠登録第 1376284 号 第 1425822 号 第 1371412 号】



【デザイン模倣送風機】⁽³⁰⁾

よって、かかるデザイン模倣品に対しては、然るべき商標権又は意匠権に基づく税関への輸入差止めの申立てが有用と考えられる。

3. 2 簡素化手続

また、税関による知的財産侵害物品の輸入差止手続の簡易迅速性のために、認定手続における簡素化手続すなわち輸入差止申立対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定する手続き⁽³¹⁾が、平成19年6月1日より商標権・著作権等侵害疑義物品に導入され、重要な役割を果たしてきた⁽³²⁾ところ、令和5年10月1日より特許権・意匠権等侵害疑義物品に拡大されており⁽³³⁾、特に輸入差止実績が比較的多い意匠権侵害疑義物品について、同様に重要な役割を果たすことが期待される。

3. 3 税関のウェブサイトでの差止申立受付・受理状況の公表

さらに、税関による知的財産侵害物品の輸出入差止制度が実効的に模倣品・海賊版の輸出入の抑止効果を奏するために、税関のウェブサイトでの差止申立受付・受理状況の公表⁽³⁴⁾が重要な役割を果たすところ、同公表は、日本語でのみ行われ、外国語では行われていない。この点、4.1に述べるように、令和3年改正商標法及び意匠法並びに令和4年改正関税法により、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為が輸入に含まれるものとして税関による水際取締りの対象とされたことから、かかる海外事業者にも抑止効果を働かせるべく同公表を外国語でも行うことの要否及び当否を検討することが考えられる。

4. 個人輸入の問題と対応策

4. 1 はじめに⁽³⁵⁾

注11に述べたように一般に知的財産法上の知的財産侵害の成立には「業として」要件が必要とされる一方、従来、学説及び実務上、知的財産法上の「輸入」を関税法上の「輸入」すなわち「外国から本邦に到着した貨物等を本邦に引き取ること」（関税法2条1項1号）と同義とする通説により、個人輸入における知的財産法上の輸入行為の主体は、在內個人と解されることが多かったため、個人輸入により知的財産法上の知的財産侵害が成立しない、という問題が生じ易かった。そして、近年、越境電子商取引の進展に伴いインターネットや国際小口貨物郵便を利用した中国等からの個人輸入が顕著に増加し⁽³⁶⁾、インターネット上で税関に提出する意見書の書き方がテンプレートとともに紹介される状況も相俟って、税関による知的財産侵害物品の輸入差止手続において、個人使用を主張して争う旨の輸入者の申出が顕著に増加し⁽³⁷⁾、輸入差止件数が増加ないし高止まり傾向にある一方、輸入差止点数が相対的にやや減少傾向となり、その実効性の低下が懸念されるに至った⁽³⁸⁾。

かかる状況を受けて、「増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置付ける」べく⁽³⁹⁾、令和3年商標法及び意匠法改正⁽⁴⁰⁾により、「この法律」で「輸入」する行為は「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を「含」むものとされた⁽⁴¹⁾。

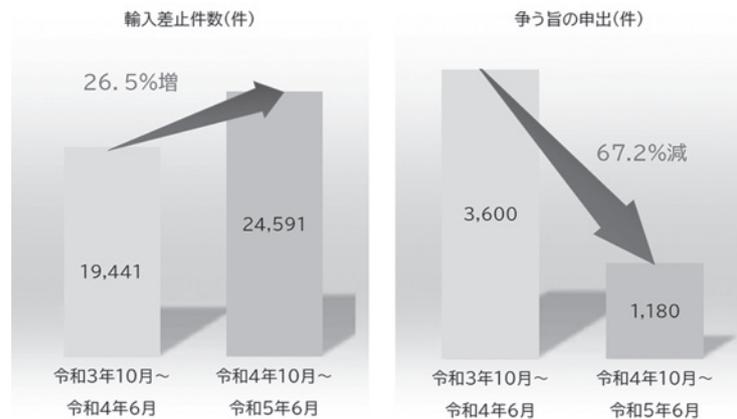
また、「改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の『輸入してはならない貨物』として規定するとともに、事業性のな

い輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続に係る所要の規定を整備」すべく⁽⁴²⁾、令和4年関税法改正⁽⁴³⁾により、①「外国から日本国内にある（非事業）者…に宛てて発送した貨物のうち、…外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為…に係る」「意匠権又は商標権を侵害する物品」が「輸入してはならない貨物」として規定され、認定手続の対象とされ⁽⁴⁴⁾、②事業性のない輸入者は関税法上の罰則の対象としないこととされ⁽⁴⁵⁾、また、③税関長は、非侵害を主張する「輸入者」に対し、その旨を証する「政令所定の書類」の「提出を求めることができる」こととされた⁽⁴⁶⁾。

4. 2 改正法の施行状況

そして、下表のとおり、令和4年10月1日の各改正法の施行から「令和5年6月までの間において、模倣品の輸入差止件数は24,591件（前年同期比26.5%増）、争う旨の申出は1,180件（前年同期比67.2%減）となっており、制度改正の効果が現れている」ものとされる。

模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)の税関における取締状況



【財務省「個人使用目的で輸入される模倣品の税関における取締り（改正関税法等の施行後の状況）」（令和5年9月8日）】

4. 3 残された課題とその解決の方向性

(1) 令和3年改正商標法及び意匠法並びに令和4年改正関税法

以上を踏まえつつ、残された課題とその解決の方向性とを検討すると、まず、令和3年改正商標法及び意匠法並びに令和4年改正関税法については、今後、海外事業者による個人の仮装⁽⁴⁷⁾により、少なくとも実質的には、海外事業者の輸入行為が存在し得、商標権及び意匠権侵害が成立し得るものの、元々対物的かつ本来簡易迅速な税関の水際取締手続には必ずしも適合的ではない場合が多くなることが考えられる。この点、模倣品の国際郵便等に係る認定手続において、税関長は、在外差出人名が個人名であっても、なお、当該在外差出人の行為が「業として」要件を充足しない旨を主張する輸入者である在內個人に対し、その旨を証する書類の提出を求めるようにし、海外事業者による仮装が判明した事案に係る個人名等のリストを作成・利活用することが考えられる。また、権利者においては、認定手続を通じて税関から海外事業者による個人の仮装に係る情報を得た⁽⁴⁸⁾うえで、必要に応じて、海外事業者に対し、より精密な審理判断が可能な裁判所において、侵害訴訟を行うことが考えられる。

また、今後、特に国際郵便や国際宅配便以外の運送手段による場合に、海外事業者において、例えば殊更にICCインコタームズ2020⁽⁴⁹⁾の工場渡し(Ex Works (EXW))、運送人渡し(Free Carrier (FCA))、輸送費込み(Carriage Paid To (CPT))又は輸送費保険料込み(Carriage and Insurance Paid To (CIP))による等の巧妙化により、売主・買主間の引渡し及び危険負担の観点から、売主が同運送手段を自己の手足・道具として利用して持ち込ませるものと認め難く、それ故、「他人をして持ち込ませる行為」には含まれ難い場合が多くなることも考えられる⁽⁵⁰⁾。この点、権利者においては、税関の認定手続を通じて買主である在內個人による業としての輸入の成否を確認しつつ、必要に応じて、海外事業者との関係において、海外の税関で輸出差止手続を行い、また、海外の裁判所で侵害訴訟を行うことが考えられる。

(2) 特許法

つぎに、特許法については、インターネットや国際小口貨物郵便を利用した海外からの個人輸入の事案として、これまで、例えば海外の日本向けオンラインファーマシー⁽⁵¹⁾により海外の非権利者製の特許医薬品が販売され、直送・個人輸入されること等が、主に「健康被害などの危険性」の観点から、問題とされてきた⁽⁵²⁾。ここで、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会においては、「特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である」旨が提言され⁽⁵³⁾、知的財産推進計画2022、2023及び2024においては、「他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う」こととされた⁽⁵⁴⁾。

この点、4.1に述べたとおり、令和3年改正商標法及び意匠法の規定文言上、「輸入」に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」が「含」まれるものとされ、さらに、同規定文言が「明確化」のための「解釈規定」と説明される⁽⁵⁵⁾ことからすれば、未改正の特許法の下でも、解釈論として、海外事業者からの国際小口貨物郵便による個人輸入における特許法2条3項1号等所定の「輸入」行為の主体について、通関説ではなく、例えば陸揚げ・荷揚げ説によりつつ⁽⁵⁶⁾、陸揚げ・荷揚げ行為の主体を対象物品の所有権の帰属・引渡しの有無・危険負担等から認定判断することが考えられる。かかる解釈論による場合、例えば国際郵便によるときには、万国郵便条約第5条第1項が「郵便物は…権利者に配達される時まで差出人に所属する」と規定し、また、国際郵便約款第6条が「外国宛て郵便物は…受取人に配達される時まで差出人に帰属します。外国来郵便物も同様です」と規定することから、国際郵便の陸揚げ・荷揚げ行為の主体は、在內受取人ではなく、在外差出人と解され得る。これにより、ひいては、海外事業者からの国際小口貨物郵便による個人輸入における知的財産法上の輸入行為の主体は、在內受取人である個人ではなく、在外差出人である事業者と解され得ることになる⁽⁵⁷⁾。よって、権利者においては、同解釈に基づき、税関で輸入差止申立てを行い、また、必要に応じて裁判所で侵害訴訟を行うことが考えられる。

また、4.2に述べたように令和3年商標法及び意匠法改正並びに令和4年関税法改正の「効果が現れている」とされることに鑑みれば、同様に特許法2条3項1号等所定の「輸入」に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を含めるように法改正することの要否及び当否を検討することも考えられる。

(3) 著作権法

さらに、著作権法については、インターネット上の海賊版サイト等での国境を越えた侵害コンテンツの配信・流通が主な課題ではあるものの、なお、インターネットや国際小口貨物郵便を利用した海外からの個人輸入の事案としても、例えばいわゆるレトロゲームの海賊版を収録した外国製のハード機器が海外のショッピングサイト等において販売され、直送・個人輸入されること等が、主に推定被害額の大きさの観点から、問題とされてきた⁽⁵⁸⁾。

この点、(2)に述べたところと同様に、権利者においては、未改正の著作権法の下でも、解釈論として、海外事業者からの国際小口貨物郵便による個人輸入における著作権法113条1項1号所定の「頒布」及び「輸入」行為の主体を、在內受取人である個人ではなく、在外差出人である事業者と解釈し、同解釈に基づき、税関で輸入差止申立てを行い、また、必要に応じて裁判所で侵害訴訟を行うことが考えられる。

また、4.2に述べたように令和3年商標法及び意匠法改正並びに令和4年関税法改正の「効果が現れている」とされることに鑑みれば、同様に著作権法113条1項1号所定の「輸入」に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を含めるように法改正することの要否及び当否を検討することも考えられる。

5. 税関による特許権侵害物品の輸出入差止制度の課題と対応策⁽⁵⁹⁾

5.1 はじめに

近年、産業界より、税関による特許権に基づく輸入差止制度の課題として、①PAE (Patent Assertion Entity) による差止申立ての問題、②利害関係者・輸出入者の証拠・意見提出の準備期間の短さ並びに③申立て経過情報及び受理後情報の開示の問題が指摘されている⁽⁶⁰⁾。

5. 2 PAE による差止申立ての問題

この点、PAE であっても実体法・裁判例上特許権に基づく侵害者に対する侵害差止請求は一律に否定されていない状況⁽⁶¹⁾である一方、2.4 に述べたとおり、少なくとも申立手続では存否が税関に客観的かつ合理的に疑われる限り抗弁事実の不存在も含めて特許権者にて「相当程度の証拠」での「侵害」「疎明」を行う必要があると考えられる。また、2.5 に述べたとおり、高度に技術的・専門的な判断を要し、特に外観から侵害性を判断し難いことが少なくない特許権侵害物品、特に外観から識別し難いことも多い化学品に関する審理判断や、属人的・属行為的な、試験・研究のための実施の抗弁の成否、先使用の抗弁の成否等に関する審理判断については、特に侵害訴訟・無効審判が係属中の場合に、裁判所・特許庁の技術的・特許法的な専門的審理判断機関との役割分担の観点から、「侵害」「疎明」の成否に係る専門委員意見照会制度を通じて、税関において消極的に審理判断するのが相当であることもあると考えられる。

よって、PAE による差止申立ての問題には、かかる考え方により対応すれば足り、特許権者による侵害者に対する特許法上の侵害差止請求権を基礎とする税関による特許権に基づく輸入差止制度に米国の国際貿易委員会 (ITC) における国内産業要件のような異質なものを導入するまでの必要はないものとする。

5. 3 利害関係者・輸出入者の証拠・意見提出の準備期間の短さ

この点、高度に技術的・専門的な判断を要し、特に外観から侵害性を判断し難いことが少なくなく、また、先行技術の調査結果に基づく進歩性欠如等の無効理由が争点となることも多い、特許権侵害の成否について、特許権者は十分に準備のうえ税関に輸出入差止を申し立て得るのに対し、申立手続において、利害関係者の意見書提出期限は、税関のウェブサイトでの差止申立受付の公表日から 10 執務日以内とされ⁽⁶²⁾、同期限の延長⁽⁶³⁾や同公表日から 25 日経過日まで意見書の補正⁽⁶⁴⁾が可能であるものの、専門委員意見聴取の場の開催日の 7 執務日前までに提出できる陳述要領書その他の資料では新たな主張・証拠は原則提出できないものとされる⁽⁶⁵⁾。また、認定手続において輸出入者の証拠・意見提出期限は、認定手続開始通知書（簡素化手続の場合は証拠・意見提出期限通知書）の日付の日の翌日から原則 10 執務日以内とされる⁽⁶⁶⁾。かかる期限は、手続きの簡易迅速性に資するものではあるが、特に利害関係者・輸出入者にとって負担が重く、例えば特許権者との事前交渉がない場合等には酷となることもあり得る。

よって、利害関係者・輸出入者において様々な準備の工夫を要することは勿論、税関としても、上記期限の改正⁽⁶⁷⁾までは要しないとしても、なお現行制度の枠内で、個別具体的な事案に応じて、税関のウェブサイトでの差止申立受付の公表日から 25 日経過日までの申出により⁽⁶⁸⁾、又は「やむを得ない事情」の申出により⁽⁶⁹⁾、期限の延長を認め、また、「正当な事由」により⁽⁷⁰⁾陳述要領書その他の資料での新たな主張・証拠の提出を認める、等の柔軟な運用が求められることがあり得る。

5. 4 申立て経過情報及び受理後情報の開示の問題

この点、税関のウェブサイトでの差止申立受付状況の公表⁽⁷¹⁾は、公表日から 10 執務日以内とされる利害関係者の意見書提出期限⁽⁷²⁾と運用上リンクされており、同期限の経過により終了することから、利害関係者においては、同期限の経過後は、税関のウェブサイトで差止申立受理状況が公表される⁽⁷³⁾まで、差止申立ての受理の可能性を認識できないことにより、例えば差止申立受付状況の公表を見逃した場合等に、不測の差止めで不利益を被るおそれがあるとともに、差止申立ての不受理も認識できないことにより、不受理後の適時の輸出入の機会を逸失するおそれもある。

よって、かかる運用上のリンクを変更し、税関のウェブサイトでの差止申立受付状況の公表を利害関係者の意見書提出期限の経過後も継続すること等⁽⁷⁴⁾の要否及び当否を検討することが考えられる。

また、税関のウェブサイトでの差止申立受理状況の公表事項は、申立人の氏名又は名称、連絡先名、連絡先電話番号、特許権の内容（請求項の番号を含む）、侵害物品の品名、申立ての有効期間等に限定されており⁽⁷⁵⁾、必ずしも利害関係者において自己の輸出入品による申立対象特許権の侵害性を的確に判断するに足りるものではなく、ま

た、必ずしも侵害物品の輸出入の抑止効果を実効的かつ適切に奏するに足りるものでもない。

よって、かかる観点から識別ポイント資料等を除き税関のウェブサイトでの差止申立受理状況の公表事項を一層拡充すること⁽⁷⁶⁾の要否及び当否を検討することが考えられる。

6. 知的財産権の国内・国際消尽の問題と対応策

6. 1 はじめに

特許製品・商標商品及び著作物等の複製物の並行輸入等について、特許法・商標法及び著作権法における判例及び法律は各々相違しており、税関による並行輸入等の差止めにおいては、かかる判例又は法律の下、諸問題を検討し、取り扱う必要がある⁽⁷⁷⁾。また、令和2年改正種苗法の下、税関による育成者権侵害物品の輸出入差止手続には、育成者権の国内消尽の問題とも関連しつつ、特有の課題があり、その対応策を検討する必要がある。

6. 2 特許権、実用新案権及び意匠権の場合⁽⁷⁸⁾

まず、BBS事件最高裁判決⁽⁷⁹⁾は、特許製品の並行輸入について、特許権の国際消尽論を否定しつつも、黙示の授權論を肯定し、「我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては、当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合を除き、譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で右の旨を合意した上特許製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該製品について我が国において特許権を行使することは許されない」旨を判示し、かかる判示の下で特許権の行使を否定した。

かかる判示の下で、税関実務上、特許権者等により国外で第一譲渡された特許製品に譲受人との合意に基づき付された日本除外の表示が国外の流通過程で除去又は改竄された場合の取扱いが、問題になり易い⁽⁸⁰⁾。この点、かかる表示は、特許権者が譲受人との合意を譲受人から譲り受けた第三者及びその後の転得者に対抗するための要件⁽⁸¹⁾ではなく、合意により本来無権利者である譲受人から譲り受けた第三者及びその後の転得者を保護するための特許権者の帰責性ないし先行行為に関わる要件であり、第三者及びその後の転得者の譲受及び転得時における現存を必ずしも要しないものと解すべきであり、それ故、かかる表示が国外の流通過程で除去又は改竄された場合でも、第三者の譲受より前に譲受人との合意が特許製品に明確に表示された限りは、特許権者は、輸入業者等に対し、その善意・悪意等を問わず⁽⁸²⁾、特許権を行使し得るものと解すべきである⁽⁸³⁾。

6. 3 商標権の場合⁽⁸⁴⁾

つぎに、フレッドペリー事件最高裁判決⁽⁸⁵⁾は、商標商品の並行輸入について、ライセンシーがライセンス契約上の製造地及び下請の制限に違反してライセンス対象製品を製造して外国で流通に置いた事案において、商標機能論に基づく実質的違法性阻却論を肯定しつつも、その要件の下で商標権の行使を肯定するに当たり、「商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、〔中略〕(1) 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2) 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、(3) 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠く」旨を判示した。

かかる判示の下で、税関実務上、商標権者等により国外で第一譲渡された商標商品におけるシリアルナンバー等が国外の流通過程で除去又は改竄された場合の取扱いが、問題になり易い⁽⁸⁶⁾。この点、「商品」に「品質」上「実質的な差異」がある場合には、商標権者等の商標商品の販売後における第三者の改変等によるときでも、上記(3)要件が後半部分により充足されず、商標機能論に基づく実質的違法性阻却が否定されるものと解すべきであり⁽⁸⁷⁾、

それ故、例えばシリアルナンバー等の除去又は改竄により凡そ国内では正規品として販売され難い不良品相当の傷が残るような場合には、商品の用途・性質等の如何により、「商品」の「品質」上の「実質的な差異」に該当し、商標権者は、輸入業者等に対し、商標権を行使し得るものと解すべきである⁽⁸⁸⁾。

6. 4 著作権及び著作隣接権の場合⁽⁸⁹⁾

また、著作権法においては、輸入権は支分権として規定されていないものの、国内頒布目的で輸入時に国内で作成すれば著作権等の侵害となる行為により作成された物の輸入が著作権等の侵害と見做され⁽⁹⁰⁾、その趣旨は、外国で無断に作成された複製物が国内に輸入されれば、国内で無断に作成された複製物が出回ると同じ意味を持つので、水際作戦として実質的に違法な複製物が国内に輸入されないようにするためとされる⁽⁹¹⁾ところ、著作物等の複製物の真正品は、著作権者等の意思により作成・拡布されたものである限り、かかる外国で無断に作成された実質的に違法な複製物には当たらない。

また、上記見做し侵害規定は、頒布権の内容の一部を実質的に裏から担保したものであり、著作権の内容として頒布権を規定することとすれば、必要なくなることもされる⁽⁹²⁾ところ、映画以外の著作物の複製物等の譲渡について、平成11年改正著作権法26条の2第1項により、譲渡権が規定された一方、同第2項により、1～3号（現4号）所定の場合のみならず、4号（現5号）所定の場合、すなわち、国外において、譲渡権に相当する権利を害することなく、又は同権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された、映画以外の著作物の複製物等の譲渡による場合にも、譲渡権に係る「前項の規定は、」「適用しない」こととされた。これは、「国際取引の安全に配慮し、著作物の円滑な流通を確保する」ために、譲渡権について国内消尽に加えて「『国際消尽』の考え方を採用」したものとされる⁽⁹³⁾。（ただし、平成16年改正著作権法113条5項（現10項）所定の音楽レコードの還流防止措置により、著作権者又は著作隣接権者により国内で直接又は間接に発行されている国内頒布目的商業用レコードと同一の、著作権者又は著作隣接権者により国外で直接又は間接に発行された国外頒布目的商業用レコードを、情を知って、国内での頒布目的で輸入する行為、国内で頒布する行為又は国内での頒布目的で所持する行為について、著作権者又は著作隣接権者の利益が不当に害される場合には、国内頒布目的商業用レコードの国内発行後7年以内の政令所定の期間、著作権又は著作隣接権の侵害とみなすこととされた⁽⁹⁴⁾。）他方、映画の著作物の複製物の頒布について、著作権法26条により頒布権が規定されている一方、その国内及び国際消尽については、上記譲渡権のように明文では規定されていない。そして、映画の著作物の複製物の並行輸入について、従前、裁判例⁽⁹⁵⁾上、「一般に外国で著作権者の許諾を得て製造販売された映画のビデオカセットの並行輸入品であることから、右並行輸入品を我が国において販売することが右著作権者が我が国で有する頒布権を侵害しないとも、また、本件ビデオカセットを我が国で販売することが本件映画の著作権者が我が国で有する頒布権を侵害しないともいうことはできない」と判示されたことがある。もっとも、その後、平成11年改正著作権法により映画以外の著作物に係る譲渡権の国内及び国際消尽が立法化されたことや、映画に該当するゲームソフトの著作物の複製物の譲渡について中古ソフト事件最高裁判決⁽⁹⁶⁾により上記BBS事件最高裁判決が引用されつつ頒布権中の譲渡権の国内消尽が肯定されたこと等から、現在、学説上、上記裁判例は、再検討を要するものとされ⁽⁹⁷⁾、公衆提示目的でない複製物の譲渡による頒布権中の譲渡権の国際消尽を肯定する見解が有力となっている⁽⁹⁸⁾。そうであるとすれば、著作物等の複製物の並行輸入は、（頒布権中の）譲渡権の国際消尽が肯定される限り、原則、著作権法113条1項1号の見做し侵害として（頒布権中の）譲渡権を実質的に裏から担保すべきものではなくすると解するのが合理的である。

以上によれば、著作権者等の意思により作成・拡布され、（頒布権中の）譲渡権の国際消尽が肯定される限り、著作物等の複製物の並行輸入は、輸入時に国内で作成しても侵害とならない行為により作成された物に係るものとして、著作権法113条1項1号による見做し侵害が成立しないものと解するのが相当である⁽⁹⁹⁾⁽¹⁰⁰⁾。

6. 5 育成者権の場合⁽¹⁰¹⁾

さらに、種苗法においては、登録品種等の種苗等が国内で適法に譲渡された場合、令和2年改正⁽¹⁰²⁾前には、育成者権の国内消尽が原則肯定されること（同法21条4項本文）により、当該種苗等の輸出・逆輸入は原則適法・

非侵害とされ、また、適法・非侵害に輸出された当該種苗等を外国で用いて得られた収穫物等の逆輸入も適法・非侵害とされるものと考えられる⁽¹⁰³⁾。もっとも、品種保護制度のない外国への当該種苗等の輸出、当該種苗等の増殖等の場合には、育成者権の国内消尽が否定されること（同法21条4項但書）により、品種保護制度のない外国への当該種苗等の輸出、当該種苗等を国内で無断増殖した種苗等の輸出等は違法・侵害とされ、違法・侵害に輸出された種苗等を外国で用いて得られた収穫物等の逆輸入も違法・侵害とされるものと考えられる⁽¹⁰⁴⁾。さらに、適法・非侵害に輸出された当該種苗等を外国で無断増殖した種苗等を外国で用いて得られた収穫物等の逆輸入も、当該収穫物等の逆輸入との関係での外国での種苗等の無断増殖の違法・侵害との法的評価により、違法・侵害とされるものと解すべきである⁽¹⁰⁵⁾。

他方、令和2年改正後には、加えて、利用制限違反（指定国以外の外国への種苗等の輸出等）の場合にも、育成者権の国内消尽が否定されること（同法21条の2）により、指定国以外の外国への当該種苗等の輸出は違法・侵害とされ、違法・侵害に輸出された当該種苗等及びこれを外国で無断増殖した種苗等を外国で用いて得られた収穫物等の逆輸入は違法・侵害とされるものと考えられる⁽¹⁰⁶⁾。

かかる状況の下、上記改正法施行前に出願・登録され、施行後に輸出制限が届け出された⁽¹⁰⁷⁾育成者権に基づく税関への侵害物品の輸入差止めの申立てが受理された場合⁽¹⁰⁸⁾に、当該輸出制限の届出によっては、施行後の種苗等の輸出が違法・侵害とされるに留まり、施行前に適法・非侵害の種苗等の輸出が遡及的に違法・侵害とされるものではないと考えられる。もっとも、上述のとおり適法・非侵害に輸出された種苗等を外国で無断増殖した種苗等を外国で用いて得られた収穫物等の逆輸入も違法・侵害とされるものと解すべきであり、また、かかる無断増殖が行われることが通常であろうと考えられる。したがって、税関においては、発見されたときには、侵害疑義収穫物等として、準司法的な当事者対立構造の認定手続を開始し、育成者権者をして、現物主義⁽¹⁰⁹⁾の下で見本検査制度⁽¹¹⁰⁾によりDNAの同一性を示す鑑定結果等を提出させ、品種の同一性等を立証させる⁽¹¹¹⁾一方、輸入者をして、育成者権の消尽等を立証させる⁽¹¹²⁾ことが考えられる。もっとも、認定手続において育成者権者・輸入者の証拠・意見提出期限は、認定手続開始通知書（簡素化手続の場合は証拠・意見提出期限通知書）の日付の日の翌日から原則10執務日以内、特に生鮮貨物は原則3執務日以内とされる⁽¹¹³⁾ことから、育成者権者・輸入者においては予めの入念な準備を要することは勿論、税関としても、個別具体的な事案に応じて、「見本検査に必要な期間」又は「やむを得ない事情」の申出により⁽¹¹⁴⁾、期限の延長を認める、等⁽¹¹⁵⁾の柔軟な運用が求められることがあり得る。

他方、令和2年改正法の下、輸出制限が届け出された育成者権に基づき税関へ侵害種苗の輸出差止めが申し立てられた場合⁽¹¹⁶⁾に、元々対物的かつ本来簡易迅速な税関による知的財産侵害物品の水際取締り手続において、高度に技術的・専門的な判断を要し、特に外観から侵害性を判断し難いことが少なくない育成者権侵害物品、特に外観から識別し難いことも多い種苗に関する審理判断は、必ずしも適合的ではない点がある。特に、かかる申立てを受理した場合でも、税関の通関担当職員にて侵害疑義種苗を発見できるかどうかは、育成者権者により提出された資料・情報の如何によらざるを得ない⁽¹¹⁷⁾。また、認定手続が開始された場合でも、輸出差止めに係る認定手続においては、見本検査制度がないため、育成者権者は、DNAの同一性を示す鑑定結果による品種の同一性の立証を行うことができない⁽¹¹⁸⁾。よって、育成者権者において、税関の通関担当職員にて侵害疑義種苗を発見できるように、他の品種と異なる特有の表示・形状・包装等の「識別ポイント」⁽¹¹⁹⁾を可及的に特定するとともに、輸出者・仕向国等の他の「参考となるべき事項」⁽¹²⁰⁾も十分に具体的に特定することが求められる。また、少なくとも令和2年種苗法改正との関係で育成者権侵害種苗の輸出差止めに係る認定手続において見本検査制度を導入することの要否及び当否を検討することが考えられる。

7. おわりに

以上に詳述したように、税関による知的財産侵害物品の水際取締りには、その特徴との関係において、模倣品・海賊版、個人輸入、特許権侵害物品及び知的財産権の国内・国際消尽について、様々な課題・問題とこれらに係る様々な運用上・解釈上又は立法上の対応策とが考えられる。かかる点を踏まえ、弁護士・弁理士等の実務家においては、個別具体的な事案において、権利者又は輸出入者・海外事業者等に対し、的確にアドバイス等していくこと

が求められるとともに、税関当局・産業界・学会等とともに、より良い実務及び制度の実現を企図していくことも求められる。本稿がその一助になれば幸いである。

以上

(注)

- (1) 関税法 69 条の 2 第 1 号、同第 2 号、関税法 69 条の 11 第 1 号、同第 8 号等。
- (2) より具体的には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品（関税法 69 条の 2 第 3 号）及び不正競争防止法 2 条 1 項 1、2、3、10、17 又は 18 号所定の行為を組成する物品（関税法 69 条の 2 第 4 号）が、輸出してはならない貨物とされ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品（関税法 69 条の 11 第 9 号及び第 9 号の 2）及び不正競争防止法 2 条 1 項 1、2、3、10、17 又は 18 号所定の行為を組成する物品（関税法 69 条の 11 第 10 号）が、輸入してはならない貨物とされる。
- (3) 詳細は、飯田圭「企業のブランド戦略と税関の水際取締り制度の活用」ジュリスト 1504 号（平 29）49～51 頁を参照されたい。
- (4) 日本弁理士会平成 30 年度貿易円滑化対策委員会個人輸入対策部会「模倣品の輸入規制のための提言」パテント 72 巻（令元）9 号 72-73 頁。
- (5) 鷲健志「日本の水際取締りの知財紛争解決手段としての活用」パテント 66 巻（平 25）12 号 41 頁、飯田圭「企業のブランド戦略と税関の水際取締り制度の活用」ジュリスト 1504 号（平 29）49 頁、外村玲子「税関における輸入差止申立制度の活用」パテント 75 巻（令 4）6 号 87 頁等。
- (6) 特許法 196 条、実用新案法 56 条、意匠法 69 条、商標法 78 条、著作権法 119 条 2 項、種苗法 67 条、不正競争防止法 21 条 2 項等。
- (7) 関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会 財務省関税局「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」（平成 18 年 12 月 15 日）。
- (8) 特許法 100 条・2 条 3 項、実用新案法 27 条・2 条 3 号、意匠法 37 条・2 条 2 項、商標法 36 条・2 条 3 項、著作権法 112 条・113 条 1 項 1 号、種苗法 33 条・2 条 5 項、不正競争防止法 3 条・2 条 1 項等。
- (9) 玉井克哉「関税定率法による知的財産権の保護」齊藤博＝牧野利秋編「裁判実務大系 27 知的財産関係訴訟法」（青林書院、平 9）644 頁、古城春実「税関における特許侵害品輸入差止」パテント 63 巻（平 22）9 号 71 頁、飯田圭「特許製品や商標商品の並行輸入の限界」パテント 69 巻（平 28）11 号 66 頁等。
- (10) 「特許権」「侵害」（関税法 69 条の 11 第 9 号）に関する先使用の抗弁（特許法 79 条）について名古屋高判平成 10 年 9 月 22 日判例工業所有権法〔工事現場用門型バリケードの据置台事件〕及び特許無効の抗弁（特許法 104 条の 3）について神戸地判平成 18 年 1 月 19 日（平 16（行ウ）29 号）裁判所ウェブサイト〔石製灯籠及び石製灯籠用扉事件〕。この点、中澤直樹「知的財産侵害に係る通貨貨物の規制と派生する問題—ACTA との関連、さらには輸入、輸出に言及して—」知財ふりむ 10 巻 118 号（平 24）30 頁は、「関税法における取締りは、“各根拠法上の輸入”によって侵害となる物品の“関税法上の輸入”を阻止する、というように考えるのである」とする。
- (11) 「業として」要件を明記する特許法 68 条、実用新案法 16 条、意匠法 23 条、種苗法 20 条 1 項等。また、商標法 25 条は「業として」要件を明記していないものの、商標法 2 条 1 項 1 号が「商標」を「業として…使用する標章」と定義することや、商標法 26 条 1 項 6 号が「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できる態様により使用されていない商標」を「商標権の効力が及ばない範囲」と規定することから、一般に、商標権侵害行為も、「業として」行われることが要件であるものと解されている。さらに、著作権法 113 条 1 項 1 号は、国内「頒布」目的で輸入時に国内で作成した場合に著作権、著作隣接権等の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為を著作権、著作隣接権等の侵害行為とみなすところ、著作権法 2 条 1 項 19 号が「頒布」を有償・無償を問わず複製物を「公衆に」譲渡又は貸与することと定義することから、実質的に、「業として」行われることが、かかるみなし侵害の要件であると解される。最後に、不正競争防止法は事業者間の公正な競争等の確保のために不正競争を防止すること等を目的とする（不正競争防止法 1 条）こと並びに不正競争防止法 2 条 1 項各号の規定文言及び立法趣旨から、同項、特に関税法上税関による水際取締りの対象とされ得る同項 1、2、3 又は 10 号等所定の不正競争行為は、一般に、「業として」行われることが、要件であると解される。ただし、同項 17 又は 18 号所定の不正競争行為は、同号の規定文言及び立法趣旨が「コンテンツ提供事業の存立基盤を確保し、コンテンツ提供事業者間の競争秩序を維持する」点にある（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法〔令和 6 年 4 月 1 日施行版〕」124 頁）ことから、「業として」行われることは、要件ではないと解される。
- (12) 近年、巧妙化により、輸入業者による個人輸入の仮装（東京地判平成 11 年 3 月 29 日（平 8（ワ）24194 号）裁判所ウェブサイト〔ELLE 事件〕、特許庁「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」（平成 17 年 2 月）7 頁事例 1 及び 9 頁事例 2）や個人輸入代行の仮装（東京地判平成 14 年 3 月 26 日判時 1805 号 140 頁〔パイアグラ錠事件〕、特許庁「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」（平成 17 年 2 月）10 頁事例 3）が横行している。かかる仮装事案は、輸入業者による知的財産侵害とされ得べきものではあるものの、その性質上、一般に、精密な審理判断による裁判所の侵害訴訟での紛争解決には馴染み易い一方、元々対物的かつ本来簡易迅速な税関の水際取締りには馴染み難いことが多い。

- (13) 特許法 69 条 1 項、実用新案法 26 条、種苗法 21 条 1 項 1 号等。
- (14) 特許法 79 条、実用新案法 26 条、意匠法 29 条、商標法 32 条、種苗法 27 条、不正競争防止法 19 条 1 項 4 号及び 5 号等。
- (15) 詳細は、飯田圭＝佐竹勝一「特許権侵害物品（特に化学品）の水際差止の問題点について」知財管理 65 巻（平 27）3 号 348 頁を参照されたい。
- (16) 関税法 69 条の 4 第 1 項、関税法 69 条の 13 第 1 項。
- (17) 関税法 69 条の 4 第 2 項、関税法第 69 条の 13 第 2 項。
- (18) 「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年財関第 802 号）第 1 章 1（1）。
- (19) 関税法 69 条の 5、関税法 69 条の 14。
- (20) 関税法 69 条の 3 第 1 項、関税法 69 条の 12 第 1 項。
- (21) 関税法第 69 条の 2 第 2 項、関税法 69 条の 11 第 2 項。
- (22) 「侵害の事実」の「疎明」は、税関実務上、侵害差止仮処分における「疎明」（民事保全法 13 条 2 項）が裁判実務上証明と同程度の高度なものを必要とされる（片山信「保全訴訟の手續の概観」大渕哲也ほか編「専門訴訟講座（6）特許訴訟〔上巻〕」（民事法研究会、平 24）507 頁）ことと同様に、「相当程度の証拠」を要するものとされる（齋藤和久「関税法解説（1）－知的財産侵害物品取締条項」CIPIC ジャーナル 194 号（平 22）23 頁、中澤直樹「水際における知的財産侵害物品の輸出取締りと問題点等—ACTA 発効を前にわが国の制度を再確認する—」知財研フォーラム 88 号（平 24）49 頁）。
- (23) 「特許権」「侵害」（関税法 69 条の 11 第 9 号）に関する特許無効の抗弁（特許法 104 条の 3）について、神戸地判平成 18 年 1 月 19 日（平 16（行ウ）29 号）裁判所ウェブサイト〔石製灯籠及び石製灯籠用扉事件〕は、「『特許権』とは、すべての特許権を指すのではなく、無効理由の存在しない特許権を指す」と判示する。また、近藤恵嗣「税関における特許権侵害物品の認定と特許無効」知財管理 56 巻（2006）11 号 1757 頁は、「申立てに至る経緯などから無効理由の有無が争点となることが容易に理解できるような事案では、無効理由がないことについても一応の疎明を求めるべきであろう」とする。
- (24) かかる論点の指摘として関智文「権利者のための税関輸入差止手續入門（第 5 回・最終回）」CIPIC ジャーナル 222 号（平 26）12 頁。
- (25) 例えば、関税・外国為替等審議会関税分科会・財務省関税局「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」（平成 18 年 12 月 14 日）では、「（平成 18 年 7 月の）通達改正においては、当該差止申立てについて利害関係者から意見が提出された場合には、特段の事情がない限り専門委員の意見を聴くこととし、当事者が裁判所又は特許庁において争っている場合又は争うことが見込まれる場合で、専門委員から裁判所等の判断を踏まえるべき旨の意見が提出された場合には、当該差止申立てを不受理又は保留として差し支えないこととして、専門委員制度を活用しつつ、裁判所等の判断を活用することにより、一層の法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うこととされているところである」と説明される。なお、令和 4 年 6 月 20 日財関第 468 号による「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年財関第 802 号）の改正により「受理・不受理・保留」の「決定の方法」から「保留」が除かれた。
- (26) 特許庁「2020 年度模倣被害実態調査報告書」（2021 年 3 月）35 頁。
- (27) 財務省「報道発表」（令和 6 年 3 月 8 日）17 頁。
- (28) 財務省「報道発表」（平成 28 年 3 月 4 日）6 頁及び（令和 2 年 3 月 6 日）26 頁。
- (29) 財務省「報道発表」（平成 29 年 3 月 3 日）8 頁、（令和 2 年 3 月 6 日）8 頁及び（令和 6 年 3 月 8 日）8 頁。
- (30) 財務省「報道発表」（平成 27 年 3 月 4 日）8 頁、（平成 29 年 3 月 3 日）7 頁及び（令和 2 年 3 月 6 日）9 頁。
- (31) 関税法施行令 62 条の 16 第 1 項。
- (32) 例えば令和 4 年の認定手續開始件数のうち簡素化手續が 83.8% を占めた（財務省「報道発表」（令和 5 年 3 月 3 日）26 頁）。
- (33) 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 158 号）（令和 5 年 10 月 1 日施行）。
- (34) 関税法基本通達（昭和 47 年蔵関第 100 号）69 の 4-6（1）及び 8 並びに 13-6（1）及び 8。
- (35) 模倣品等の個人輸入の規制の強化の必要性・法的問題の所在、解釈論での対応、各法改正の経緯、各改正法の解釈適用の在り方等に関する詳細は、飯田圭「知的財産侵害品の個人輸入と税関の水際取締り」パテント 75 巻（令 4）9 号 82 頁以下を参照されたい。
- (36) 例えば「特許庁が実施した『2017 年度模倣被害実態調査』によると、2016 年度に模倣被害を受けたと回答した我が国企業 478 社のうち、インターネット上での被害について、202 社が『商標のブランド偽装』、103 社が『意匠のデッドコピー』…の被害を受けたと回答しています。また、近年、電子商取引サイトを利用して、B2C（Business to Consumer）取引で模倣品が販売されるケースのみでなく、…オークションサイトやフリマアプリ等消費者間取引（C2C=Consumer to Consumer）、SNS ツールを利用した模倣品の取引も増加してきております」及び「中国の大手サイトにおける模倣品の率は依然として高い状況にあります。2011 年度に経済産業省が実施した『インターネット上の模倣品流通実態調査』では、インターネット上で取引されている日本企業の商品の大半が模倣品でした」（政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（2018 年 6 月）19-20 頁）とされた。
- (37) 財務省関税局「税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する」（令和 2 年 11 月 6 日）9 頁。

- (38) 財務省関税局「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」(令和2年11月6日)6頁。
- (39) 経済産業省「特許法等の一部を改正する法律概要」(令和3年5月21日)。
- (40) 特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号)(令和4年10月1日施行)。
- (41) 令和3年改正商標法2条7項、令和3年改正意匠法2条2項1号。
- (42) 財務省「『関税定率法等の一部を改正する法律案』について」(令和4年1月)。
- (43) 関税定率法等の一部を改正する法律(令和4年法律第5号)(令和4年10月1日施行)。
- (44) 令和4年改正関税法69条の11第9号の2。
- (45) 令和4年改正関税法109条2項及び109条の2第2項。
- (46) 令和4年改正関税法69条の12第4項。
- (47) 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」(令和3年2月)9頁。
- (48) 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和4年政令第135号)1条2項により改正された関税法施行令62条の16第3項
- (49) 国際商業会議所日本委員会「インコタームズ2020」(令元)。
- (50) 日本弁理士会平成30年度貿易円滑化対策委員会個人輸入対策部会「模倣品の輸入規制のための提言」パテント72巻(令元)9号78頁。
- (51) 例えばJapanRX(<https://www.japanrx.md/>)、Japan Kusuri.com(<https://www.japankusuri.com/>)等。
- (52) 厚生労働省ウェブサイト「医薬品等を海外から購入しようとされる方へ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/index.html)。
- (53) 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」(令和3年2月)51頁。
- (54) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2022」(令和4年6月3日)76頁、同「知的財産推進計画2023」(2023年6月9日)86頁、同「知的財産推進計画2024」(2024年6月4日)27頁。
- (55) 特許庁総務部総務課制度審議室「令和3年特許法等の一部改正産業財産権法の解説」(発明推進協会、令3)121頁。
- (56) このように輸入の意義について法目的に応じて関税法上の通関説と異なる陸揚げ・荷揚げ説等の解釈によること自体は十分可能である(陸揚げ・荷揚げ説を採用した覚せい剤輸入罪(覚せい剤取締法41条)の刑事事件に係る最判昭和58年9月29日刑集37巻7号1110頁及び最判平成13年11月14日刑集55巻6号763頁参照)。
- (57) 日本弁理士会平成30年度貿易円滑化対策委員会個人輸入対策部会「模倣品の輸入規制のための提言」パテント72巻(令元)9号77-78頁。
- (58) 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会「ソフトウェアの侵害状況とACCSによる対策」(令和4年2月21日)(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/r03_05/pdf/93669801_03.pdf)。
- (59) 元々対物的かつ本来簡易迅速な税関による知的財産侵害物品の水際取締りにおいて、高度に技術的・専門的な判断を要し、特に外観から侵害性を判断し難いことが少なくない特許権侵害物品、特に外観から識別し難いことも多い化学品に関する審理判断は、属人的・属行為的な、試験・研究のための実施の抗弁の成否等に関する審理判断を含めて、必ずしも適格的ではないことがある点について、対応策の詳細は、飯田圭・佐竹勝一「特許権侵害物品(特に化学品)の水際差止の問題点について」知財管理65巻(平27)3号348頁以下を参照されたい。
- (60) 特許第2委員会第5小委員会「税関による特許権に基づく輸入差止に関する一考察」知財管理69巻(平31)10号1411~1414頁。
- (61) 知財高特判平成26年5月16日(平25(ラ)10008号)裁判所ウェブサイト「移动通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置事件」は、FRAND宣言が行われた標準規格必須特許(SEP)に基づく侵害差止請求を権利濫用の抗弁(民法1条3項)(いわゆるFRAND抗弁)により原則否定するが、PAEを理由に侵害差止請求を一律否定するような解釈論・立法論は余り活発ではない。
- (62) 関税法基本通達69の4-6(1)⑥及び(4)イ並びに13-6(1)⑥及び(4)イ。
- (63) 関税法基本通達69の4-6(4)ロ及び13-6(4)ロ。
- (64) 関税法基本通達69の4-6(4)ハ並びに13-6(4)ハ。
- (65) 「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」(平成19年財関第802号)第1章6(1)及び第3章。
- (66) 関税法基本通達69の3-1-3(1)並びに12-1-3(1)及び(2)。
- (67) 特許第2委員会第5小委員会「税関による特許権に基づく輸入差止に関する一考察」知財管理69巻(平31)10号1411頁。
- (68) 関税法基本通達69の4-6(4)ロ及び13-6(4)ロ。
- (69) 関税法基本通達69の3-1-3(2)及び12-1-3(3)。
- (70) 「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」第1章6(1)(注)及び第3章。
- (71) 関税法基本通達69の4-6(1)及び13-6(1)。

- (72) 関税法基本通達 69 の 4-6 (1) ⑥及び (4) イ並びに 13-6 (1) ⑥及び (4) イ。
- (73) 関税法基本通達 69 の 4-8 並びに 13-8。
- (74) 特許第 2 委員会第 5 小委員会「税関による特許権に基づく輸入差止に関する一考察」知財管理 69 卷 (平 31) 10 号 1412 頁。
- (75) 関税法基本通達 69 の 4-8 並びに 13-8。
- (76) 特許第 2 委員会第 5 小委員会「税関による特許権に基づく輸入差止に関する一考察」知財管理 69 卷 (平 31) 10 号 1413 頁。
- (77) なお、(2)~(4) のような真正商品の並行輸入の問題について、税関においては、専門委員意見照会制度を活用すれば足り、専門委員の意見照会においても、必ずしも裁判所等の法律的な専門的審理判断機関との役割分担の観点から消極的に審理判断することを要するものではないというべきであろう (飯田圭「特許製品や商標商品の並行輸入の限界」パテント 69 卷 (平 31) 11 号 63 頁)。
- (78) 詳細は、飯田圭「特許製品・著作物の複製物及び商標商品の並行輸入について」知的財産法研究会編「知的財産権の管理マニュアル」(第一法規、令元) 143 の 52 頁以下を参照されたい。
- (79) 最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 卷 6 号 2299 頁 [BBS 事件]。
- (80) 税関実務上も基本的に BBS 事件最高裁判決と同様に取り扱われる (関税法基本通達 69 の 11-7 (2) 及び (3))。ただし、特に、手続きの簡易迅速性の要請から、上記表示が「製品の本体又は包装に」されることが、また、税関による識別可能性の要請から、税関により上記「表示がされていたことが輸入時において確認できる場合」であることが要求されている (関税法基本通達 69 の 11-7 (2) ハ)。
- (81) 渋谷達紀「判批」ジュリスト 1119 号 (平 9) 100 頁、辰巳直彦「判批」民商法雑誌 118 卷 (平 10) 4・5 号 194 頁等。
- (82) 合意に悪意・有過失善意の第三者及びその後の転得者への特許権行使を肯定する見解として、三村量一「特許権と並行輸入」牧野利秋ほか編「知的財産訴訟実務大系 I」(青林書院、平 26) 488 頁、宮脇正晴「国際消尽 (1)」小松陽一郎先生古稀記念論文集「特許権侵害紛争の実務」(青林書院、平 30) 681 頁等。
- (83) 相澤英孝「並行輸入」知財研フォーラム 31 号 (平 9) 7 頁、大野聖二「BBS 事件最高裁判決と実務上の対応」CIPIC ジャーナル 71 号 (平 9) 48 頁、古城春実「税関における特許侵害品輸入差止」パテント 63 卷 (平 22) 9 号 79 頁、飯田圭「特許製品や商標商品の並行輸入の限界」パテント 69 卷 (平 31) 11 号 60 頁等。
- (84) 詳細は、飯田圭「特許製品・著作物の複製物及び商標商品の並行輸入について」知的財産法研究会編「知的財産権の管理マニュアル」(第一法規、令元) 143 の 69 頁以下を参照されたい。
- (85) 最判平成 15 年 2 月 27 日民集 57 卷 2 号 125 頁 [フレッドベリー事件]。
- (86) 税関実務上も基本的にフレッドベリー事件最高裁判決と同様に取り扱われる (関税法基本通達 69 の 11-7 (1))。
- (87) 否定説として、玉井克也「商標権の品質保証機能と並行輸入」パテント 58 卷 (平 17) 11 号 37 頁、宮脇正晴「判批」別冊ジュリスト 188 号 (平 19) 73 頁、飯田圭「特許製品や商標商品の並行輸入の限界」パテント 69 卷 (平 31) 11 号 63 頁、小野昌延=三山峻司「新・商標法概説 [第 3 版]」(青林書院、令 3) 338 頁等。限定的な否定説として、蘆立順美「フレッドベリー最高裁判決における商標機能論の検討」パテント 64 卷 (平 23) 5 号 21-22 頁、森川さつき「商標商品の並行輸入」牧野利秋ほか編「知的財産訴訟実務大系 II」(青林書院、平 26) 319-320 頁等。限定的な否定裁判例として、東京地判平成 15 年 6 月 30 日判時 1831 号 149 頁 [ポディーグローヴ事件]、知財高判平成 30 年 2 月 7 日判時 2371 号 99 頁 [NEONERO 事件] 等。肯定説として、立花市子「FRED PERRY 最高裁判決にみる商標機能論」知的財産法政策学研究 9 号 (平 17) 89 頁、田村善之「商標法の保護法益 (3)」NIBEN Frontier 2007 年 5 月号 31 頁、茶園茂樹「判批」別冊ジュリスト 185 号 (平 19) 101 頁、泉克幸「真正商品の並行輸入と商標権侵害-コンバース事件」L&T47 号 (平 20) 54 頁等。
- (88) 飯田圭「特許製品や商標商品の並行輸入の限界」パテント 69 卷 (平 31) 11 号 63 頁。
- (89) 詳細は、飯田圭「特許製品・著作物の複製物及び商標商品の並行輸入について」知的財産法研究会編「知的財産権の管理マニュアル」(第一法規、令元) 143 の 66 頁以下を参照されたい。
- (90) 著作権法 113 条 1 項 1 号。ただし、同号による著作者人格権、出版権又は実演家人格権の見做し侵害品は、関税法 69 条の 11 第 9 号が著作権又は著作隣接権を侵害する物品しか輸入してはならない貨物と規定していないため、税関による輸入差止めの対象とはならないものと解される (中山信弘「著作権法 [第 4 版]」(有斐閣、令 5) 815 頁等)。また、国内頒布目的でない輸入は、著作権法 113 条 1 項 1 号による見做し侵害が成立しないことから、税関による輸入差止めの対象とはならないものと解される (中山信弘「著作権法 [第 4 版]」(有斐閣、令 5) 815 頁等)。
- (91) 加戸守行「著作権法逐条講義 [七訂新版]」(著作権情報センター、令 3) 837 頁、半田正夫=松田政行編「著作権法コンメンタール 3 第 2 版」(勁草書房、平 27) 470 頁 [山本隆司] 等。
- (92) 文化庁「著作権法法案コンメンタール」125-4、加戸守行「著作権法逐条講義 [七訂新版]」(著作権情報センター、令 3) 837 頁等。
- (93) 著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室編「著作権法・不正競争防止法改正解説」(平 11) 117 頁、加戸守行「著作権法逐条講義 [七訂新版]」(著作権情報センター、令 3) 213 頁。
- (94) 税関実務上も基本的に同様に取り扱われる (関税法基本通達 69 の 13-3 (2) ホ)。
- (95) 東京地判平成 6 年 7 月 1 日知財集 26 卷 2 号 510 頁 [101 匹ワンチャン並行輸入事件]。

- (96) 最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁〔中古ソフト事件〕。
- (97) 森義之「判批」別冊ジュリスト242号(平31)127頁。
- (98) 高部眞規子「判解」最判解民事編平成14年度(上)428頁、泉克幸「頒布権の限界と消尽」紋谷暢男教授古稀記念『知的財産法と競争法の現代的展開』(発明協会、平18)825頁等。
- (99) 田村善之「著作権法概説第2版」(有斐閣、平16)588及び590頁、半田正夫=松田政行編「著作権法コンメンタール3第2版」(勁草書房、平27)472頁〔山本隆司〕、小倉秀夫=金井重彦編著「著作権法コンメンタール〈改訂版〉Ⅲ」(第一法規、令2)392頁〔金井重彦〕、中山信弘「著作権法〔第4版〕」(有斐閣、令5)814頁等。
- (100) 外国の著作権法上の権利制限規定により外国法上適法に作成・拡布され、譲渡権が国際消尽する(著作権法26条の2第2項5号)場合でも、日本の著作権法上の権利制限規定によっては適法に作成・拡布され得ないときには、なお著作権法113条1項1号による見做し侵害が成立するものと考えられる(東京地決昭和62年11月27日判時1269号136頁〔レオナルド・ツグハル・フジタの生涯と作品事件〕参照)。
- (101) 令和2年種苗法改正により登録品種の審査特性と侵害疑義種苗・収穫物等の特性との比較による育成者権の侵害性に関する専門的知見に基づく中立・公正な立場からの公権的・鑑定的な判断のための農林水産省の判定制度が創設され、同省輸出・国際局知的財産課種苗室「判定請求の手引き」(令和4年4月1日版)が作成・公表されており(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/info/tebiki/hantei_tebiki.pdf)、同手引きでは「税関への申立て…の際の添付資料として利用」することが判定制度の利用場面と想定されている。
- (102) 種苗法の一部を改正する法律(令和2年法律第74号)(令和3年4月1日施行)。
- (103) 種苗法2条5項2号参照。
- (104) 農林水産省輸出・国際局知的財産課「逐条解説種苗法改訂版」(ぎょうせい、令4)135頁。
- (105) 農林水産省輸出・国際局知的財産課「逐条解説種苗法改訂版」(ぎょうせい、令4)135頁。
- (106) 農林水産省輸出・国際局知的財産課「逐条解説種苗法改訂版」(ぎょうせい、令4)139頁。
- (107) 令和2年改正種苗法附則3条。
- (108) ぶどう「シャインマスカット」(https://www.customs.go.jp/mizugiwa_search/chiteki/ikuseisyaken/1000-1A30.htm)及びみかん「みはや」(https://www.customs.go.jp/mizugiwa_search/chiteki/ikuseisyaken/1000-1B50.htm)に係る各育成者権(品種登録番号第13891号及び同第23722号)に基づく税関への輸入差止申立てが受理されている。
- (109) 種苗法20条1項、知財高判平成18年12月25日判時1993号117頁〔芸北の晩秋事件〕及び知財高判平成27年6月24日判時2286号160頁〔KX-N006号事件〕。
- (110) 関税法69条の16。
- (111) 2.4に述べた基本構造によれば、申立手続及び認定手続において、少なくとも育成者権侵害訴訟における品種の同一性等の請求原因事実の存在は、育成者権者にて「疎明」を行う必要がある。
- (112) 関税法69条の12第4項、関税法施行令62条の16第2項。
- (113) 関税法基本通達69の12-1-3(1)及び(2)。
- (114) 関税法基本通達69の12-1-3(3)。
- (115) 他に、申立て・審査段階で育成者権者にて外部鑑定機関を特定し、認定手続における見本検査では税関・外部鑑定機関間で侵害疑義収穫物等を直送し、鑑定結果を直返することが考えられる。
- (116) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024」(2024年6月4日)73頁では「税関当局との連絡による育成者権侵害種苗の持ち出し防止を図(る)。(短期・中期)(農林水産省)」ものとされる。
- (117) 認定手続開始の端緒としての税関による侵害「疑義」物品の発見(関税法69条の3第1項及び12第1項)の趣旨と、その趣旨により関税法令上税関に侵害「疑義」を生じさせる資料・情報の提出義務が権利者負担とされること(関税法69条の4第1項及び13第1項、関税法施行令62条の3第6号並びに17第6号、関税法基本通達69の4-2(3)、3(2)及び(3)並びに4⑤、69の13-2(3)、3(2)及び(3)並びに4⑥)に鑑みれば、税関において、侵害疑義種苗等を発見し、認定手続を執るために必要な資料・情報も、他の知的財産侵害物品の輸出入差止事案と同様に、申立手続その他において、育成者権者により提出されるべきものである。
- (118) 準司法的な当事者対立構造の認定手続において税関が職権の場合に運用上認められる自己依頼による鑑定を利用することは不適當である(中澤直樹「水際における知的財産侵害物品の輸取出締りと問題点等—ACTA発効を前にわが国の制度を再確認する—」知財権フォーラム88号(平24)44頁)。
- (119) 関税法基本通達69の4-3(3)。
- (120) 関税法施行令62条の3第6号、関税法基本通達69の4-4。

(原稿受領 2024.6.7)